

今、憲法問題を語る ―憲法問題対策センター活動報告―

第51回 多くの人の足を留めた女性弁護士たちの街宣行動 ～7月10日「女性弁護士101人」の集会・街宣行動

憲法問題対策センター委員 杉浦 ひとみ (51 期)

昨年7月の集団的自衛権の行使を容認する閣議決定以降、「私たちが声を上げなければ」と女性主導の行動が全国各地で起こされるようになった。そういった各地での行動には女性弁護士たちも核になって関わってきっていたが、今回、東京三弁護士会で初めて女性弁護士が大集合して、集会と街宣行動を行った。集会には女性弁護士約140人、一般の参加者と男性弁護士約70人が参加した。街宣行動を含めると東京三弁護士会で約160人が参加した。

4時からの集会には、さる6月4日衆議院の憲法審査会の参考人質疑で「集団的自衛権は違憲」と明確に指摘し、世論の潮目を変えた小林節慶應義塾大学名誉教授を迎えた。「憲法論は釈迦に説法」とあえて閣議決定や安保法案の法的問題には触れず、「女性弁護士101人大集合」というネーミングは、もちろんディズニーの「101匹わんちゃん」にあやかっただろう、とその軽やかさと勢いにエールをいただいた。もう一人のゲスト雨宮処凛さんからは、非正規雇用の拡大や奨学金などの多額の借金を背負わされて社会に出る若者の立場の脆弱性の指摘と、そのことが若者の心理に及ぼす影響を「希望は戦争」と表現した赤木智弘さんの発言（2007年月刊「論座」掲載『丸山眞男』をひっぱたきたい 31歳フリーター。希望は、戦争。）を紹介された。またこのような状況の下では、集団的自衛権とそれに基づく安保法制の成立により、徴兵制など考えなくても「経済的徴兵」の実現をいとも容易にすることを若者の実情に照らして発言された。ただ、このところのSEALs（Students Emergency Action for Liberal Democracy-s～自由で民主的な日本を守るための、学生による緊急アクション）などの若者の動きは注目すべきである。そして、弁護士が、そういった若者にアクセスし、寄り添う（カンパも含めて）ことが重要だと、弁護士による支援の必要性



集会の様子

を訴えられた。

ゲスト発言のあと、女性弁護士20人ほどから一言ずつの発言をもらったが、皆、今の政治の動きに何かをしたいという意欲的なものだった。その後、女性弁護士はピンクのリボンを目印に付け、有楽町駅前にあつまった。街宣からの参加者も加わり「イマジン」の緩やかなメロディーをバックに、女性弁護士が次々と弁士に立った。

皆、法律家になるに当たって憲法を学び、9条の意義を学んできた立場から、平和憲法を守る必要性や戦争をしない国であるゆえに世界からの信頼を得ている実情を訴えたが、とりわけ若い女性弁護士はまさに子育て中が多い世代であり、母親の視点で子どもの命を守りたいという切実な気持ちを語った。また、次世代に殺し殺される戦争のある社会を残したくないという私たちの責任を訴えた。男性弁護士は、弁護士会の旗を掲げてチラシやうちわの配布に協力したが、これまで男性中心の街頭宣伝には見られないほど、多くの通行者が足を留め、チラシに手を伸ばしていたことに、「これは、弁護士会も考えを変えないといけないな…」とのつぶやきも聞こえた。

今回の企画は、東京三弁護士会の女性弁護士が憲法と平和への同じ思いを共有していることを実感できた有意義なものであった。